究開発費補助金
ション開発費補助金
等推進事業費補助金
化学研究所設備整備費補助金
質・材料研究機構設備整備費補助金
洋研究開発機構設備整備費補助金」

に、「海洋生態系研究開発拠点機能形成事業費補助金
原子力災害環境修復技術早期確立事業費補助金」を「海洋

生態系研究開発拠点機能形成事業費補助金」に、「独立行政法人放射線医学総合研究所施設整備費補助金」を「独立行政法人放射線医学総合研究所施設整備費補助金
独立行政法人日本原子力研究開発機構核融合研究開発施設整備費補助金」に、「沖縄北部連携促進特別振興事業費補助金」を「沖縄北部連携促進特別振興事業費補助金」に、「地域活性化・公共交付金
地域活性化・きめ細かな臨時交付金
文化芸術振興費補助金」を「文化芸術振興費補助金」に、「電源立地等推進対策交付金
電源立地化推進費補助金」を「電源立地等推進対策交付金」に、「国際熱核融合実験炉計画関連研究開発費補助金」を「防災対策推進国立大学法人施設整備費補助金
防災対策等推進独立行政法人日本原子力研究開発機構核融合研究開発施設整備費補助金
防災対策推進公立学校施設整備費負担金」に改める。

附　則

この告示は、公布の日から施行し、平成二十五年度予算に係る補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産から適用する。ただし、平成二十四年度以前の予算に係る補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産については、なお従前の例による。

○厚生労働省告示第三百二十六号

労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）第六十五条第二項及び第六十五条の二第一項並びに特定化学物質障害予防規則（昭和四十七年労働省令第三十九号）第七条第一項第五号及び第八条第一項の規定に基づき、特定化学物質障害予防規則の規定に基づく厚生労働大臣が定める性能等の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十五年十月一日　　厚生労働大臣　田村　憲久

特定化学物質障害予防規則の規定に基づく厚生労働大臣が定める性能等の一部を改正する告示

（特定化学物質障害予防規則の規定に基づく厚生労働大臣が定める性能の一部改正）

第一条　特定化学物質障害予防規則の規定に基づく厚生労働大臣が定める性能（昭和五十年労働省告示第七十五号）の一部を次のように改正する。

第1号中「19の2」を「19の3」に「第十九号の二」を「第十九号の三」に改める。

（作業環境測定基準の一部改正）

第二条　作業環境測定基準（昭和五十一年労働省告示第四十六号）の一部を次のように改正する。

第十三条第三項及び第四項中「ヨチルベンゼン」の下に「及び1・1―ジクロロプロパン」を加える。

別表第1三・三―ジクロロ―四・四―ジアミノジフェニルメタンの項の次に次の1項を加える。

1・1―ジクロロプロパン	固体捕集方法又は直接捕集方法	ガスクロマトグラフ分析方法

別表中「N・N―ジメチルホルムアミドの項中「直接捕集方法」を「固体捕集方法」に改める。

（作業環境評価基準の一部改正）

第三条　作業環境評価基準（昭和六十三年労働省告示第七十九号）の一部を次のように改正する。

第二条第四項中「エチルベンゼン」の下に「及び1・1―ジクロロプロパン」を加える。

別表中十七の二の項を十七の三の項とし、十七の項の次に次の一項を加える。

十七の二　1・1―ジクロロプロパン	一〇ppm

（特定化学物質障害予防規則第八条第一項の厚生労働大臣が定める要件の一部改正）

第四条　特定化学物質障害予防規則第八条第一項の厚生労働大臣が定める要件（平成十五年厚生労働省告示第三百七十八号）の一部を次のように改正する。

第一号イ中「19の2」を「19の3」に改める。

○厚生労働省告示第三百二十七号

労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）第二十八条第三項の規定に基づき、労働安全衛生法第二十八条第三項の規定に基づき厚生労働大臣が定める化学物質（平成三年労働省告示第五十七号）の一部を次のように改正する。

平成二十五年十月一日　　厚生労働大臣　田村　憲久

「ジクロロメタン」を「ジクロロメタン
N・N―ジメチルアセトアミド」に改める。

○国土交通省告示第九百十七号

道路運送車両の保安基準（昭和二十六年運輸省令第六十七号）の規定に基づき、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十五年十月一日　　国土交通大臣　太田　昭宏

道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示

道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成十四年国土交通省告示第六百十九号）の一部を次のように改正する。

第四十一条第1項に次の1号を加える。

二十二　軽油を燃料とする普通自動車及び小型自動車（型式指定自動車及び国土交通大臣が定める自動車に限る。）のうち、車両総重量が3.5tを超えるもの（専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下のものを除く。）は、完成検査等の際、次に掲げる基準に適合するものであること。

イ　別添41「重量車排出ガスの測定方法」に規定するJE05モード法により運行する場合に発生し、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素、非メタン炭化水素、窒素酸化物及び粒子状物質の排出量をgで表した値（非メタン炭化水素にあっては、炭素数当量による容量比で表した値をgに換算した値）を、同JE05モード法により運行する場合に発生した仕事量をkWhで表した値でそれぞれ除して得た値が、一酸化炭素については2.22、非メタン炭化水素については0.17、窒素酸化物については0.7、粒子状物質については0.010を超えないものであること。この場合において、入力する自動車の諸元及び当該自動車の原動機の諸元に関する情報は、別添41「重量車排出ガスの測定方法」別紙3．の1.1.に規定する自動車の諸元及び当該自動車の原動機の諸元に関する情報にかかわらず、自動車のエネルギー消費効率の算定等に関する省令に規定する国土交通大臣が告示で定める方法（平成18年国土交通省告示第350号。以下「燃費算定等に関する告示」という。）第2条に定めるJE05モード法において入力するものを使用すること。

ロ　別添41「重量車排出ガスの測定方法」に規定するJE05モード法により運行する場合に発生し、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素、全炭化水素及び二酸化炭素の排出量を用いて、次式により算出した燃費値が、燃費算定等に関する告示第2条に定める都市内走行モード燃費値に0.97を乗じた値以上であること。この場合において、入力する自動車の諸元及び当該自動車の原動機の諸元に関する情報は、別添41「重量車排出ガスの測定方法」別紙3．の1.1.に規定する自動車の諸元及び当該自動車の原動機の諸元に関する情報にかかわらず、燃費算定等に関する告示第2条に定めるJE05モード法において入力するものを使用すること。